

とっとりUD認証施設登録

認証の番号及び年月日	とっとりUD認証施設の名称	とっとりUD認証施設の位置	認証ランク	認証基準に適合している整備内容（※下表を参照）											
				ハード整備										ソフト面での対応	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
000001号 令和5年8月2日	鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎	米子市糶町一丁目160外	★★★	○		○	○				○		○	○	○
000002号 令和6年4月19日	水木しげる記念館	境港市本町5番地	★★	○			○				○		○	○	○
000003号 令和6年5月17日	鳥取県西部犬猫センター「オーリーブ」	米子市皆生温泉三丁目1814番14	★★★		○	○					○		○	○	○

項目	認証基準
1 エレベーター	・車いすに配慮したエレベーターを整備している。（平屋を除く）
2 敷地内通路	・前面道路から玄関までの敷地内通路に通行に支障のない照度を確保している。また、傾斜がある場合は、スロープを設置している（勾配：15分の1以下）
3 駐車施設 （※①②のいずれか又は両方を満たす）	・①車いす使用者用駐車施設とは別にハートフル駐車場を設けている。 ・②車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置している。
4 屋外出入口	・屋外に面する出入口は全て自動ドアが整備されている。
5 屋内通路	・廊下の両側に手すりが設置されている。
6 ホテル又は旅館の客室	・車いす使用者用客室を条例に規定する必要数+1室以上設けている。
7 車いす使用者用便房	・利用居室がある各階に車いす使用者用便房（階数が1の建築物は、2以上）を設置している。
8 高齢者又は乳幼児用設備 （※①②のいずれか又は両方を満たす）	・①キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置している。 ・②車いす使用者用便房に大型ベッドを設置している。
9 物品販売店又は飲食店の利用居室 （※①②のいずれかを満たす）	・①物品販売店：通路（商品棚間も含む。）の幅が120cm以上としている。 ・②飲食店：通路の幅を90cm以上としている。また、テーブル等に設ける椅子は過半数を可動できるものとし、テーブル等には車いす使用者に配慮した空間を確保している。
10 運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末を含む。）を設置している。
11 あいサポート企業の登録及び従業員の教育	・あいサポート企業に登録し、かつ定期的に従業員にUDに関する教育を実施している。
12 UDアドバイザーの助言	・UDアドバイザーの助言を施設の整備又は運営に取り入れている。

※詳細な内容は、要綱の別表1を参照